



サポーターズ

第30号

校訓

2026年3月17日
美里工業高等学校
生徒支援部 発行

自主 敬愛
勤労

「青切符」制度の導入について

～自転車^{（赤）}の交通ルールが変わります！～

自転車^{（赤）}は「車のなかま（**軽車両**）」です。令和8年4月から、自転車の交通違反に対して、自動車などと同様に**反則金**を納める「**交通反則通告制度**」、いわゆる「**青切符**」制度が適用されることになりました。皆さんの安全を守るため、改めてルールを確認しましょう。



1. 「青切符」制度のポイント

- 2026年4月1日から導入されます。
- 16歳以上**の人が対象となります。
- 違反をした場合、原付バイクと同等の**反則金**を支払う義務が生じます。
- 15歳**については青切符の対象外ですが、3年以内に特定の違反を繰り返すと「**自転車運転者講習**」を受ける義務があります。

2. 罰則（**青切符・赤切符**）の具体例 対象となる違反は100種類以上

○「**青切符（反則金）**」の対象となる主な違反例（反則金）

- ながらスマホ**：運転中に画面を注視・操作すること（**12,000円**）
- 信号無視**：交差点などの信号を守らないこと（**6,000円**）
- 一時不停止**：道路標識のある場所で止まらないこと（**5,000円**）
- 並進（並走）**：複数の自転車が横並びで走行すること（**3,000円**）
- 右側通行（逆走）**：車道右側（対向車線）を走行すること（**6,000円**）
- 歩道走行**：歩道を走行し歩行者の通行を妨害すること（**6,000円**）
- 傘差し運転**：傘を差しながら運転すること（**5,000円**）
- 二人乗り**：定められた方法以外で二人以上で乗ること（**3,000円**）
- 無灯火**：夜間にライトをつけないこと（**5,000円**）

○「**赤切符（刑事処分）**」の対象となる悪質な違反

- 酒気帯び運転**：お酒を飲んで運転することは絶対に禁止
刑事処分の対象となり、**非常に重い罰則**が科されます。

3. **自転車安全利用五則**を守りましょう！事故を防ぐための基本ルール

- ① **車道**が原則、**左側**を通行（歩道は例外、**歩行者優先**）
- ② **交差点**では信号と**一時停止**を守り、安全確認
- ③ 夜間は**ライト**を点灯
- ④ **飲酒運転**は禁止
- ⑤ **ヘルメット**を着用（努力義務ですが、**命を守るため**に重要です）